

平成30年11月16日付けで公布しました、「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達」の一部の内容について、以下のように変更させていただきます。（傍線部分は変更部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>① 輸出貿易管理令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又は<u>ハ</u>に該当するものを除く。）であって、別表第1の別紙の（注）に定める「と地域①」を仕向地とするもの</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又は<u>ハ</u>に該当する貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の（注）に定める「ち地域」を仕向地とするもの</p> <p>ル (略)</p> <p>②-1・②-2 (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>① 輸出貿易管理令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又は<u>ニ</u>に該当するものを除く。）であって、別表第1の別紙の（注）に定める「と地域①」を仕向地とするもの</p> <p>リ (略)</p> <p>ヌ 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又は<u>ニ</u>に該当するもの貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の（注）に定める「と地域①」を仕向地とするもの</p> <p>ル (略)</p> <p>②-1・②-2 (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) 輸出令別表第1の解釈  
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	※「直線上の変位を測定するためのもの」の規定は2箇所（右の規定と下の規定）に存在したため、本規定の改正は不要。	
	(略)	(略)
	直線上の変位を測定するた装置	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	※「複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満」の規定は、2箇所（右の規定と下の規定）に存在したため、本規定は不要。	
	※「複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満」の下に定めた本規定を「マスクブランク」の下に移動。	

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) 輸出令別表第1の解釈  
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～5	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	【参考：改正前】 <u>直線上の変位を測定するためのもの</u>	【参考：改正前】 <u>(略)</u>
	(略)	(略)
	直線上の変位を測定するた装置	(略)
	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満	(略)
	<u>極端紫外</u>	<u>電磁波スペクトルの波長が5ナノメートルを超え、124ナノメートル未満</u>

	(略)	(略)
	複屈折率が7 ナノメートル 毎センチメー トル未満	(略)
	マスクブラン ク	マスクの製造に用いられるガラスの板 その他の材料に薄膜を形成したものを いい、これにレジストが塗布されてい るかどうかを問わない。
	<u>極端紫外</u>	<u>電磁波スペクトルの波長が5ナノメー トルを超え、124ナノメートル未満 のものをいう。</u>
	(略)	(略)
8～1 5	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)

(8) (略)

2～13 (略)

別表第1

(略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(8)

(8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であ

		<u>のものをいう。</u>
	(略)	(略)
	複屈折率が7 ナノメートル 毎センチメー トル未満	(略)
	マスクブラン ク	マスクの製造に用いられるガラスの板 その他の材料に薄膜を形成したものを いい、これにレジストが塗布されてい るかどうかを問わない。
	(略)	(略)
8～1 5	(略)	(略)

(ロ)～(ニ) (略)

(8) (略)

2～13 (略)

別表第1

(略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1)～(8)

(9) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって

- って、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの  
(9) ~ (11) (略)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (9)  
(9の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であ  
って、「に地域①」を仕向地とするもの  
(10) ~ (16) (略)
- (17) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のう  
ち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものであって、  
「ほ地域」又は「へ地域」を仕向地とするもの
- (18) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち  
、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものであつ  
て、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

- 、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの  
(10) ~ (12) (略)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物  
(1) ~ (9)  
(10) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であつ  
て、「に地域①」を仕向地とするもの  
(11) ~ (17) (略)
- (18) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のう  
ち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの貨物であつ  
て、「ほ地域」又は「へ地域」別表第1の別紙を仕向地と  
するもの
- (19) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち  
、貨物等省令第7条第三号ロ又は三に該当するもの貨物で  
あつて、「と地域②」又は「ち地域」別表第1を仕向地と  
するもの